

提出前にまずチェック！

36 協定

時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定）は、記載内容に不備がある場合には監督署では受理できません。

下記の間違えやすいポイントについて、36協定提出前にご確認ください。

間違えやすいポイント(記載もれ編)

- 様式のチェックボックスにすべて を入れましたか**
時間外・休日労働は 月100時間以内未滿、 2～6か月平均80時間以内
労働者代表は、管理監督者ではない労働者を選出
- 協定の有効期間と起算日（年月日）を記載しましたか**
- 労働者代表の職名、選出方法を記載しましたか**
職名がなければ、職種を記載。職種は、製造課係員（×製造）、営業係員（×営業）、一般社員（×社員）など具体的に記載
選出方法は、投票、挙手、互選など民主的な方法を記載

間違えやすいポイント(内容編)

- 労働者代表の職名に管理監督者を記載していませんか**
工場長、課長...労働者代表の適格性が確認できないと受理されません。
監督署で、**受理の際に確認させていただいております。**
- 協定の有効期間は、協定の成立年月日以降の日付ですか**
協定の有効期間のはじまりは、**協定した日以降の日付**で記載。

裏面（記載例）もご参照ください

チェックポイント

様式第9号（第16条第1項関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 届統一括番号
法人番号	

事業の種類 金属製品製造業 (例：製造業× 食料品製造業○)		事業の名称 〇〇工業株式会社 〇〇工場 <small>事業場（工場、支店、営業所）ごとに記載してそれぞれ提出してください</small>		事業の所在地（電話番号） <small>(〒〇〇〇-〇〇〇) (都の管内内であること)</small> 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)		協定の有効期間 令和4年4月1日から1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	チェック1	所定労働時間 (任意)	1日	1箇月（については45時間まで、については42時間まで）	1年（については300時間まで、については320時間まで） 起算日(年/月/日) 令和〇年〇月〇日	
	下記に該当しない労働者							
	1年単位の变形労働時間制により労働							
休日労働	時間外労働の上限規制（1箇月100時間未満、2～6箇月までの月平均80時間以内）の遵守を宣言するためチェックボックスにチェック！			法定休日 (任意)	労働させることができる法定休日労働の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 **令和4年 3月 12日**

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 職名 **製造課員**
 氏名 **山本権太**

協定の当事者である労働組合(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (**投票による選挙**)

上記協定の当事者である労働組合が事業場全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表するものが事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施され、投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものではないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日
 〇〇 労働基準監督署長 殿

チェック3

労働者の過半数を代表する者は、労基法41条の管理監督者ではダメ！
 選出方法は、投票、挙手等の民主的な方法で！使用者の指名はダメ！
 工場長、人事部長などの場合は、労働者代表の適格性を窓口で確認します！